

大規模災害時における災害時支援活動に関する協定

公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害時支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害時支援活動計画）

第2条 乙は、第3条に定める災害時支援活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害時支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、関係団体との密接な連携のもと、前項の災害時支援活動計画を策定するものとする。

（災害時支援活動の内容）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、鹿児島県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下「避難所等」という。）において、次に掲げる災害時支援活動を行うものとする。

- （1）相談窓口の設置への協力及び緊急歯科治療の補助
- （2）避難所・仮設住宅等での歯科相談、口腔衛生指導、口腔機能（食べる、話すなど）訓練、義歯清掃指導、管理方法
- （3）口腔ケア用品等の配布・点検・整備
- （4）口腔乾燥・口内炎・口臭・口内トラブルへの対処
- （5）地域歯科や医療機関との連絡調整
- （6）他のメディカルスタッフとの連携協働
- （7）災害歯科保健・医療・福祉・介護へのコーディネート
- （8）福祉避難所・介護施設・障害者施設等における個別指導
- （9）保育所・幼稚園・学校等における集団・個別指導

（災害時支援活動の要請）

第4条 甲は、災害時の場合において、災害時支援活動を行うことを乙に対し要請することが必要と認めたときは、乙に対し災害時支援活動を行うことを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科衛生士を甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

3 乙は、鹿児島県内の市郡歯科医師会から災害時支援活動について依頼があったときは、可能な限り当該依頼に応じるよう努めるものとする。

（指揮）

第5条 甲からの要請に応じ乙が行う災害時支援活動は、甲が指定する者の指揮の下、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に災害時支援活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に応じ乙が行う災害時支援活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）歯科衛生士の派遣に要する経費
- （2）歯科衛生士が携行した歯科用医薬品などを使用した場合の実費
- （3）歯科衛生士が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年9月7日

甲 公益社団法人 鹿児島県歯科医師会
会長 森原 久樹



乙 公益社団法人 鹿児島県歯科衛生士会
会長 宮脇 恵美子



大規模災害時における災害時支援活動に関する協定

公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県歯科技工士会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害時支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害時支援活動計画）

第2条 乙は、第3条に定める災害時支援活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害時支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、関係団体との密接な連携のもと、前項の災害時支援活動計画を策定するものとする。

（災害時支援活動の内容）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、鹿児島県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下「避難所等」という。）において、次に掲げる災害時支援活動を行うものとする。

- （1）相談窓口の設置への協力及び緊急歯科治療の補助
- （2）義歯清掃・修理（破損・不適）・矯正装置の修理
- （3）義歯刻名（避難所での混乱防止のため、通常より事業化されている）
- （4）即時義歯の作成
- （5）遺体の検案への協力
- （6）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な救護対応
- （7）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な訪問活動でのアドバイス
- （8）人命救助・後片付け等も含めて積極的な参加
- （9）行政・医師会・歯科医師会・医療関係職種の代表者で作成した救護

（災害時支援活動の要請）

第4条 甲は、災害時の場合において、災害時支援活動を行うことを乙に対し要請することが必要と認めたときは、乙に対し災害時支援活動を行うことを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科技工士を甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

3 乙は、鹿児島県内の市郡歯科医師会から災害時支援活動について依頼があったときは、可能な限り当該依頼に応じるよう努めるものとする。

（指揮）

第5条 甲からの要請に応じ乙が行う災害時支援活動は、甲が指定する者の指揮の下、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に災害時支援活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に応じ乙が行う災害時支援活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）歯科技工士の派遣に要する経費
- （2）歯科技工士が携行した作成資材等を使用した場合の実費
- （3）歯科技工士が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年9月7日

甲 公益社団法人 鹿児島県歯科医師会
会長 森原 久樹



乙 一般社団法人 鹿児島県歯科技工士会
会長 竹之内 泰己



大規模災害時における災害時支援活動に関する協定

公益社団法人鹿児島県歯科医師会（以下「甲」という。）と、鹿児島県歯科用品商組合（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害時支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害時支援活動計画）

第2条 乙は、第3条に定める災害時支援活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害時支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、関係団体との密接な連携のもと、前項の災害時支援活動計画を策定するものとする。

（災害時支援活動の内容）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、鹿児島県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下「避難所等」という。）において、次に掲げる災害時支援活動を行うものとする。

- （1）被災状況の情報収集
- （2）災害医薬品の原価での提供
- （3）罹災した歯科医師会会員等に対する人動的支援
- （4）人命救助・後片付け等を含めた積極的参加

（災害支援活動の要請）

第4条 甲は、災害用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ医薬品等の備蓄を行う（可及的速やかに供給できる体制を講じる）ものとする。

3 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は別表のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第6条 前条に掲げる甲の医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（医薬品等の引き取り）

第7条 医薬品等の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第8条 公益車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第9条 供給要請した医薬品等の代価については、医薬品等の供給を受けた者が、原価価格で、供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月7日

甲 公益社団法人 鹿児島県歯科医師会
会長 森原 久樹



乙 鹿児島県歯科用品商組合
理事長 吉見 征八郎



鹿児島県歯科医師会と鹿児島県歯科用品商組合間の
大規模災害時における災害時支援活動に関する協定・別表

発災後の時間的経過別歯科医療救護資器材・薬品一覧

(平成25年9月7日作成)

〈発災直後～48時間〉

口腔外科 縫合止血に関するもの 針付き縫合糸 4 - 0 シルク 5 - 0 ナイロン 持針器 止血鉗子 モスキート 無鉤ペアン 外科用鋏 ガーゼ 固定に関するもの スーパーボンド 結紮線 (ワイヤー) ニッパ プライヤー (ホー) シーネ (三内式線副子) プッシャー 抜歯に関するもの 各種抜歯鉗子一式 ヘーベル一式 破骨鉗子 粘膜剥離子 骨膜剥離子 骨ヤスリ 外科用マレット マイセル 外科器具 メス (No. 11・12・15) メスホルダー 鋭匙 (直/曲) 有鉤ピンセット 外科用バキューム コッヘル L 字鉤	救急 AED 血圧計 (自動、水銀式) 酸素ボンベ式 パルスオキシメーター 麻酔に関するもの カートリッジ注射筒 ディスポ注射針 ・浸麻用・伝麻用 カートリッジ麻酔薬 ・キシロカイン・シタネスト 表面麻酔剤
--	--

〈発災直後～中長期的〉

消毒に関するもの

消毒用エタノール
無水エタノール
オキシドール
イソジン
ウェルパス
デントハイド

その他

ワッテ
ポールメン
ワッテ缶
薬液用瓶
ペンライト
器械バット
ディスポマスク
紙エプロン
プラスチック（紙）コップ
ペーパータオル
滅菌手袋
デンタルシャノン
ディスポ手袋
ディスポ注射管
紙トレー
ワゼリン
水
ゴミ袋

投薬

抗生物質
消炎鎮痛剤
外用薬
デキサルチン軟膏
ペリオフィール
ペリオクリン など
救急薬品
硫酸アトロピン注 0.5mg
セルシン注 10mg
アダラート 10mg
エチホール 10mg
ボスミン注 1mg
ネオフィリン注 250mg
ソル・コーテフ 100mg
キシロカイン注 5ml
ニトロペン 0.3mg
大塚ブドウ糖5% 100ml
エピペン
アドレナリン注0.1%
テルモニードル25G × 11/2
サルタノールインヘラー100 μ g
フェイスシールド

消毒液

デントハイド（滅菌消毒液）
ウェルパス
消毒用／無水エタノール
イソジン
オキシドール
JG
生理食塩水
5%ヒビデン
消毒
消毒バック
超音波洗浄器
含嗽剤
イソジン
口腔浸潤剤オーラルバランス
リステリン
アズノール
ネオステリンググリーン

止血剤

スポンゼル
ボスミン
サージカルテープ

基本セット

ミラー
バキュームチップ
ピンセット
練成充填器
探針
エキスカベーター
ディスポガーグルベースン

〈発災後48時間以内～中長期的〉

一般診療 切削器具 タービン用バー類一式 エンジン用バー類一式 充填 光重合照射器 レジン充填一式 根管治療 リーマー／ファイル (K/H) クレンザ ブローチ ルートキャナルシリンジ	薬液 ホルマリンクレゾール フェノールカンフル ペリオドン ポータブル診療ユニット ポータブルコンプレッサー ポータブルバキューム
---	---

〈発災後2週間以内 ～ 中長期的〉

印象 スパチュラ パラフィンワックス ラバーボール ユーティリティワックス モデリングコンパウンド アーチ型バイトワックス アルジネート印象材 石膏 (硬石膏／普通石膏) バーナー又はアルコールランプ 補綴 咬合紙 (赤／青／全顎) 咬合紙ホルダー プライヤー各種 ティッシュコンディショナー ワイヤー ニッパ リベース材 ワックススパチュラ ユニファスト (ピンク／アイボリー) エバンス刃 人工歯 (上下顎／前臼歯) 合着セメント グラスアイオノマー系レジンセメント (フジリユート／ビトレマーなど) スーパーボンド (歯科用接着剤) カルボキシレートセメント 練和紙 仮封材 デュラシール ユージノールセメント 水硬性セメント (キャビトンなど) その他 開口器 (万能／バイトブロック／指甲) 技工用バー	口腔ケア 歯ブラシ (学童用／成人用) 歯磨剤・水歯磨き ディスポ手袋 (S, M, L) プラスチック (紙) コップ ディスポガーグルベース 紙エプロン ペーパータオル ウェットティッシュ 義歯保管ケース 義歯ブラシ 義歯洗浄剤 舌ブラシ スポンジブラシ 歯間ブラシ デンタルフロス オーラルバランス マジック・ボールペン ペンライト 手鏡 バケツ (義歯洗浄用) ゴミ袋 水 ウェルパス 口腔ケア啓蒙用パンフレット 口腔ケア記録用紙 カゴ (口腔ケアセット持ち運び用)
--	--

この別表は、鹿児島県歯科医師会と鹿児島県歯科用品商組合間の大規模災害時における災害時支援活動に関する協定第4条3項に定めるものとする。

平成25年9月7日

甲 公益社団法人 鹿児島県歯科医師会
会長 森原 久樹



乙 鹿児島県歯科用品商組合
理事長 吉見 征八郎

